

できるということ、やはりこの点からも二町一反という答が出たために、この三者を検討して、赤字を出さない農業経営上の適正規模は二町一反ということが考えられて、これらの点から適正規模農家は二町一反以上を持つ農家として、これを例えればその頃の日本の総農家戸数約六百万戸（一戸平均経営面積一町七畝）中その半数三百万戸を満州に移住せしめて、日本の農家の経営面積を二町一反以上とするという考慮もなされたのであった。

しかし戦後は、国土は狭くなりその上土地制度の改革によって農耕地の増反確保などは殆んど不可能となったのでこの考え方は大きく変更せざるをえなくなった。

### 収益増大のための構造改善へ……

しかし一般の地方においてはこのような耕地面積の大量の増加は不可能であるのでどうしても単位面積当りの収穫を増大することに、収益の増大を図るために農業の構造改善の事業がなされることとなったのであるが、未だ如何なる経営組織によるのが適正規模農家であるかは見出されていない。

## 戦後の適正規模経営の考え方

戦後においては前述のように、土地の入手がほとんど不可能に近いのであるので、経営面積の増大については非常に困難であるが、例えば干拓地のような単作地帯などにおいては政府は一応二町五反以上を適当な経営規模と考えてその地域における農家の経営規模の設定がなされている。

能に近いのであるので、経営面積の増大については非常に困難であるが、例えば干拓地のような単作地帯などにおいては政府は一応二町五反以上を適当な経営規模と考えてその地域における農家の経営規模の設定がなされている。

## 改善事業はなぜ必要か

このように戦後、農業基本法が成立し、農業構造改善事業が展開されるべき必要性については種々の点から検討され、種々の条件に従って認識され了解されるわけであるが、農業基本法の前文はこれを明かにしているもので、これを掲げて読者の参考に供したい。つまり、その前文には

「わが国の農業は、長い歴史の試練を受けながら国民食糧その他の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた。また農業従事者は、このような農業の発展に、幾多の困苦に堪えつつその務めを果たし、国家社会及び地域社会の重要な形成者として国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉たる使命を全うしてきた。」

われらはこのような農業及び農業従事者の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設にとつてきわめて重要な意義を持ち続けることを確信する。

しかるに、近時、経済の著しい発展に伴って農業と他産業との間において生産性及び従事者の生活水準の格差が拡大しつつある。他方農産物の消費構造にも変化が生じ、また他産業への労働力の移動の現象がみられる。

### 農基法の使命貫徹

このような事態に対処して、農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、農業従事者の自由な意思と創意工夫を尊重しつつ、農業の近代化と合理化を図って、農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにすることは、農業及び農業従事者の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、公共の福祉を念願するわれら国民の責務に属するものである。

ここに農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。」

あるのであるから農業生産を増大し、農業生産者の生きる道を講じて安心してその生産に当らすことは当然であるにも拘わらず、多くの消費者の立場からは常に安価な外国農産品に対して眼を向けて、これを輸入することを大いに要求する場合が多いのである。勿論このような外国農産品を輸入してわが国が不足する外貨を消費するという点については、非常な危険性はあるとしても、国際貿易の自由化はこれをしも簡単に許す場合のあることを注目すべき大問題である。

## 業の構造改善の可能性

前述のようにわが国農業構造の改善の必然性はあるとしても、これが成立するための可能性の探求については大いに慎重でなくてはならぬ。

そうして国が行なう農業政策については農業基本法第二条に示されているが、とりわけ農業構造改善の施策としては、その

第二号第三号に示されている。すなわち農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化、その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化等が挙げられている。

## 土地の問題

戦後の我国においては、土地制度の改革によって、その所有関係は嚴重な制限を受けているので簡単にこれを処理することは不可能である。そしてこの場合、農耕地の所有関係について、個々人について考察するべきことは当然ではあるが、市場生産的農業の構造改善事業の在り方としては、地域全体とした総合的な農耕地問題の検討処理が一層重要であるといえる。このこ

とでは農業生産の機械化、市場への協同出荷等を考えればすぐ了解されると思う。

### ① 自然的条件

その農耕地がどのような自然条件を持つところに位置するかに始まり細かく検討すればその土地の土性、土質、広狭、地勢、傾斜、風向、日照、乾湿、降水量等々が科学的によく検討されて、はたしてこの土地が今取り入れんとする作目に適合するかどうかを検討されなくてはならぬわけである。

### ③ 社会的政治的文化的諸条件

国が農産物に対してその生産を増大するような政策をとる場合とか、農産物価格に強い価格政策をとるような場合は、構造改善事業もよき前途の見通しをうる事ができるのであるが、これらの政策の点については種々の問題があつて必ずしも農業生産者に常に有利に展開するといふものではないが、農業生産者のこれ等問題の解決に対する強もなく費やされつつあることがひいては農耕地の価格を吊り上げて、農業用地確保をいよいよ

### ② 経済的条件

今日の農業生産が商品生産であり市場生産である以上必然的